

【浅舞小学校いじめ防止等のための基本方針】

1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

(1) 基本方針策定の目的

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある、決して許されない行為である。

平成25年度に公布された「いじめ防止対策推進法」、平成28年度に公布された「秋田県いじめ防止対策推進条例」に基づいて定めた「横手市いじめ防止等のための基本方針」と平成29年に一部改訂された方針を十分に理解しながら、本校全ての児童が、生命尊重と思いやりの心を育み、安心して生活し、共に学び合うことができる環境や風土を学校全体でつくり上げることを目指す。

また、家庭・地域・専門機関との連携の下、いじめの未然防止と早期発見、いじめへの適切な措置（対処）を図るための基本方針を定めるものとする。

(2) いじめ防止等に関する基本的な考え方

①いじめ問題の克服にむけた基本的な方向

- ・いじめは許されない行為であることを学校の教育活動全体を通して児童に十分に理解させ、全ての児童がいじめを行わず、また、いじめを傍観したり放置したりすることがないようにする。
- ・本校の全ての教職員、児童が、いじめは人権を侵害する不当な行為であるという認識の下、問題に対して毅然な態度で臨み、いじめ防止等に主体的かつ積極的に取り組む姿勢をもつ。
- ・児童を見守っている学校・家庭・地域が「いじめはどの児童にも、どの学校でも起こりうる」という共通認識の下、「いじめは絶対に許されない、卑怯な行為である」、「いじめは学校を含めた社会全体の課題である」という強い意識をもち、児童との信頼関係を築きながら、いじめ防止等の役割と責任を果たしていく。

②いじめ未然防止

すべての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして、児童全員を対象とした未然防止の取組を行う必要がある。

そのため、次の3点を重点内容とする。

- ・一人一人の児童をいじめに向かわせることなく、心の通い合う人間関係を構築できる社会性や人間関係形成能力を育む継続的な取組
- ・家庭や地域との連携のもと、豊かな情操や道徳心、互いの人格を尊重し合う態度を育み、いじめをなくす児童の主体的な行動を支援するなど、学校や地域全体にいじめを許さない風土を形成する取組
- ・全ての児童が授業場面で活躍できるように、日々の授業において基礎学力を定着させるとともに、自分との違いを排除せずに理解する態度を育てるための授業づくりを目指す取組

③いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの適切な対処の前提となるものである。教職員の連携による組織体制の下、児童の小さな変化に気付くこと、気付いた情報を確実に共有すること、情報に基づき速やかに対応すること、を基本とする。

次の3点を重点内容とする。

- ・定期的なアンケート調査や教育相談（年2回の定期・不定期）、学校評価による早期発見と的確な実態把握の取組
- ・個別の問題に対するスクールカウンセラーへのつなぎや電話相談窓口の利用について、全ての児童・保護者への周知をするなど、児童がいじめを訴え、通報しやすい体制を整える取組
- ・日記や健康観察などの日常的教育活動を通して、児童を観察する意識的な取組

※学校以外の相談窓口

「24時間いじめ相談ダイヤル」「いじめ緊急ホットライン」「やまびこ電話」
「子ども人権110番」「すこやか電話」「かがやきRoom」

④いじめへの対処

いじめの事実が確認された場合は、いじめを受けた児童や通報した児童の安全を確保することを第一優先とする。その上で、いじめを行った児童に対する適切かつ毅然とした指導、保護者に対する誠実な対応を組織的に行うことを基本とする。

次の4点を重点内容とする。

- ・いじめ防止等に向けての組織的、実効的な対応を行うための校内組織（いじめ・不登校等対策委員会）を設置し、実態の的確な把握、迅速かつ適切な対応。

いじめ・不登校等対策委員会

○校長 ○教頭 ○教務主任 ○養護教諭 ○生徒指導主事 ○当該学級担任

外部人材

- 市教育委員会生徒指導担当 ○広域スクールカウンセラー
●スクールソーシャルワーカー（必要に応じ）

- ・いじめ防止等についての校内研修の実施を通じた、いじめを把握した場合の対処の在り方に係る教職員の理解
- ・いじめ等の問題に対する積極的な学校への援助が得られるよう、学校・地域（民児協）・行政（福祉）の三者による日常的な協力関係の構築
- ・いじめの内容が犯罪行為等の重大な事態と認められる場合には、横手市教育委員会と相談しながら対応を考え、必要に応じて所轄警察署等の外部の専門機関との連携を基にした適切な対処

⑤家庭、地域、関係機関等との連携

児童を取り巻く社会全体（家庭、地域、関係機関等）との連携を深め、児童を見守りながら、健やかな成長を促していくことを基本とする。

次の2点を重点内容とする。

- ・PTA組織、学校運営協議会、たいよっこ校外見守り隊や民児協の会議等において、本校や地域のいじめへの対応状況について協議する機会の設定。
- ・地域や家庭とのつながりを重視した体験活動の充実。

2 いじめ防止等のための具体的な取組

(1) 地域や家庭と連携した児童の社会性や豊かな心を育む体験活動の実践

- ・地域との関わり合いの中から児童の心を育てることを意図した体験活動の実施

＜活動の例＞

- ①事前の学習活動－②福祉施設訪問（老人との触れ合い）－
③事後の評価・振り返り（ボランティア精神を培う）－④ボランティア活動（長期休業中など）

(2) 児童同士の関わり合いを深める交流活動の充実

- ・たいよっこ班活動（異年齢集団）におけるピア・サポート的な交流活動の実施。児童の人間関係づくりを促進し、自己有用感の醸成に努める学校行事の実践
- ・児童の自発性を引き出すためのたいよっこ班活動（異年齢交流）の活動
- ・他者とのコミュニケーションの必要性や人と関わり合うことの大切さを気付かせ、人間関係形成能力を育成するための、外部人材を活用した体験学習・ワークショップの実施
- ・児童の居場所づくりという観点から、「分かる授業」の実践を図るとともに、児童のコミュニケーション能力を育む場としての視点を加えた話し合い活動の実践
- ・道徳科や特別活動の学習を事前・事後の指導に取り入れたネットいじめ等の情報モラル指導や命の教育の実践による、望ましい規範意識やコミュニケーション能力の定着

- (3) 児童のサインを見逃さない「観察・情報収集・客観的理解」による早期発見の取組
- ・児童が出すサインを見逃さない「いじめサイン発見シート」を活用した積極的な観察
 - ・定期的な教育相談やチャンス相談等、児童・保護者・教職員からの積極的な情報収集
 - ・いじめアンケートやネット利用実態調査等の調査による客観的な理解によるいじめ早期発見への積極的な取組
 - ・アンケート調査といじめ・不登校対策委員会との有機的な関連による、学校のいじめ問題に対する組織的な取組の評価・改善

3 小中連携組織としてのいじめ対策等の推進

- (1) 学区内の小中連携をより充実させ9年間で児童生徒を見取る組織体制の推進
- ・平鹿中学校区におけるいじめ対策等、小中連携して生徒指導を推進するための生徒指導担当者会を中核とする部会の設置と取組の推進
 - ・年3回の生徒指導情報交換会を開催（必要に応じて他部会と共催）し、生徒指導に関わる諸情報の共有と協議を行う。

(2) 組織図

